令和５年度　岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会
設置並びに採択方針及び採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約に基づき、令和５年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会（以降、西濃地区採択協議会という）の設置及び運営の要項を下記のとおりとする。

記

１　西濃地区採択協議会の設置について

（１）５月２日（火）までに、各市町（組合）教育委員会において、令和５年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約（案）を承認し、令和５年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会を設置することの議決を終える。

（２）５月２５日（木）の第１回西濃地区採択協議会において、委員の委嘱及び会長等の決定により、西濃地区採択協議会の設置を完了し、県教育委員会に設置完了の報告書を提出する。

２　第１回西濃地区採択協議会の招集者

令和５年度岐阜県教科用図書地区採択協議会設置要項により、各地区における最初の会の招集者は、各地区市町村教育委員会教育長会長と定められている。よって、本会の最初の招集者は、西濃地区教育長会長とする。

３　採択方針

（１）西濃地区においては、８月４日（金）までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終える。

（２）市町（組合）教育委員会は、西濃地区採択協議会最終日の翌日から８月１４日（月）までの期間中に採択を決議し、西濃地区採択協議会にその旨を報告する。
なお、市町（組合）教育委員会における教科書の採択決議に当たっては、西濃地区採択協議会の採択に関する協議結果を尊重する。

（３）西濃地区採択協議会は、地区内の市町（組合）教育委員会の採択決議がすべて終了することにより、地区採択が完了したものとする。

（４）市町（組合）教育委員会は、採択地区の採択完了以後に各学校への採択結果の通知を行う。

（５）保護者等の幅広い視点から教科書についての意見が聞くことができるよう、地区採択協議会の委員に保護者代表を加える。

（６）協議が調わない場合は、再協議を行う。再協議が必要な場合は、県教育委員会の助言・援助を求めるとともに、市町（組合）教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決する。

（７）採択地区の設定、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな採択環境と開かれた採択等について協議し、次回の採択替えに向けて採択の改善を図る。

（８）西濃地区採択協議会及び市町（組合）教育委員会は、採択の結果及び理由等について、９月１日以降に公表するよう努める。

４　採択基準　　別紙「採択基準」による。

５　西濃地区採択協議会の運営について

（１）本規則に定める西濃地区採択協議会は、地方自治法第２５２条の２に規定する協議会としては短期間であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とし、その運営は、岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約に基づいて行う。

（２）西濃地区採択協議会委員の任期は、令和５年８月３１日までとする。

（３）西濃地区採択協議会の運営に係る費用は、市町分担金より支出する。なお、会計報告は１０月の教育長会にて行う。